

入札監理小委員会
第672回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第672回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年10月5日（水）16：24～19：16

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被曝管理に係る業務事業評価（案）

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

○公害健康被害補償業務の徴収業務（独立行政法人環境再生保全機構）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、
小佐古専門委員

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

放射線管理部線量計測課 課長 高嶋 秀樹

放射線管理部線量計測課 副主幹 細見 健二

契約部契約第2課 課長 北澤 淳二

契約部契約調整課 課長 上原 伸

（独立行政法人環境再生保全機構）

補償業務部 部長 磯辺 信治

補償業務部 次長 杉崎 浩和

補償業務部業務課 課長 山本 和孝

補償業務部業務課 副主幹 川口 佳連

(事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第672回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被曝管理に係る業務の実施要項(案)について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構放射線管理部線量計測課、高嶋課長から御説明をお願いいたします。なお御説明は15分程度でお願いいたします。

○高嶋課長 原子力機構の高嶋です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、私のほうから実施要項について御説明させていただきます。

説明の前に、本件に関わる業務の概要ということで、資料A-3に少し分かりやすく整理しておりますので、まずこちらを説明してから、要項のほうの説明に入りたいと思います。

個人被曝管理に係る業務請負の概要ということで、核燃料サイクル工学研究所の個人被曝管理業務全体というのをここに示しておりますけれども、本件業務請負の概要、本件につきましては、ここのピンク色で囲った部分の業務ということになります。

核燃料サイクル工学研究所におきましては、職員、外来者等を含みます研究所の管理区域の立入者、放射線業務従事者、一時立入者というものがございまして、それぞれ2,500名、あと一時立入者については1,500名ということで、このような人数の者についての個人被曝管理に係る業務を行うものでございます。

個人被曝管理業務につきましては、法令の要求事項に基づきまして、機構が実施するものであり、業務請負はこの個人被曝管理業務の一部を請け負い、実施し、機構はその実施結果を確認し、最終的な責任を持つということになります。

大きく分けまして、ここに示すのが業務の全体でございまして、1つは定常的な外部被曝線量の測定・評価、2つ目の定常的な内部被曝線量の測定・評価、あと今回の対象外ですけれども、機構の業務としまして、事故等に伴う緊急の外部被曝、内部被曝線量の測定・評価、あと個人線量のデータ管理ということで、その中の1つ目、2つ目に示します定常的な外部被曝線量の測定・評価、あと内部被曝線量の測定・評価ということになります。

ちょっとイメージを持ってもらうために、お写真もつけておりますけれども、まず、1つは外部被曝線量の測定・評価については、ここの写真に示しますようなTLDバッジとか、TLD指リング、こういうものを使いまして、個人に配付して、手作業でこういうものを作成しまして、そしてケースにそれぞれ封入したら、TLDの素子を一定期間使用し

まして、その後、真ん中の写真に示しますようなTLD自動リーダー、このようなもので測定するということです。

あとTLDバッジやTLD指リング、ここに示すようなものは、別種の個人線量計が必要となる管理区域立入者については、外部の線量測定サービス利用に係る対応ということで、右のほうに写真をつけていますけれども、外部から供給される個人線量計の例ということで、今回4期目になりますけれども、前回と違うところは、ここの部分、外部から供給される個人線量計の例ということで、こういう業務も入ってくるということです。

あと、その下の内部被曝線量の測定・評価ということで、ここの写真に示しますような簡易型の全身カウンタとか肺モニターで、体内の放射性物質を測定します。

また、真ん中の写真のように、全身カウンタを積載しましたトラックで緊急時に使用するホールボディーカウンタ車の維持・管理を行うということ、あと尿等の測定の結果から、線量評価を行うというような定常的な内部被曝の測定・評価がございます。

下のほうに今回の対象業務に必要な資格等を示しておりますけれども、法定資格者ということで、先ほど写真で示したようなホールボディーカウンタ車の維持・管理の中で、ホールボディーカウンタ車の運行のために、大型自動車運転免許証所有者1名、そのほかに線源による線量計の基準照射という業務がございますので、放射線業務従事者2名以上というようなところを必要な資格ということにしております。

業務規模としましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間ということ、あと標準要員数としましては、年間の業務量から算定しました目安として、5名程度ということにしております。

以上が最初の前段の概要というところになります。

あと資料A-4で、先ほどお話ししましたように、個人被曝線量に係る業務の本件につきましては、審議は4期目ということになります。

あとちょっと補足で御説明させていただきたいのは、先ほど外部から供給される個人線量計の例ということで、そういう業務が加わりますということで説明しましたけれども、資料A-6を御覧いただきたいと思います。

こちらで、①のところでは今後のTLD使用についての検討ということで、その辺を少し整理したものでございます。当核燃料サイクル工学研究所においては、事業者が自社で保有する個人線量計を用いて測定・評価までを全て自社の管理下で行う方式をインハウス方式と呼んでいますけれども、この方式による測定を現在実施しております。

ただ、委員会での審議とか、委員の方々からの御意見、あとこのページの真ん中に記載していますような法令改正とか、TLDの保守サービスの終了というような、こういう理由も踏まえて、令和5年度下期より、現行のインハウス方式から、線量測定サービス会社から個人線量計を借り受けて着用した後、個人線量計を返送して、測定結果の報告を得るアウトソース方式へ、これは外部委託になりますけれども、順次移行するようなことを考えております。

アウトソース方式への移行に当たりましては、移行に伴う被曝管理業務やコストの合理化、適正化のため、2ページ目になりますけれども、この2段階での移行を考えています。まず1段階目が、令和5年10月1日から令和9年3月31日までの予定で、インハウス方式とアウトソース方式の併用ということです。法令遵守のために必要となりますR1法が適用される放射線業務従事者については、核燃料サイクル工学研究所全体で4割程度見込まれますけれども、第1回目の切替えについては、この対象者についてアウトソース方式を対象とするということです。あと2つ目の丸で示します令和9年4月1日以降は全てアウトソース方式ということで、計画を立てているところです。

入札実施要項の御説明ということで、資料1—2に入りたいと思います。資料の3ページ、まず、1の対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項ということで、1.1の(1)で、本業務の概要ということで示しております、これは先ほど御説明させていただいた内容になります。

そのページの下から6行目に記載していますように、外部被曝線量及び内部被曝線量の測定・評価については、定常的に実施するモニタリングのみを対象としておりまして、トラブル発生時に必要となる特殊モニタリングにおける測定・評価は、この業務の範囲に含まれておりません。

なお、機構は落札者が実施した線量測定・評価の結果、測定機器の保守・管理の結果の内容を確認し、最終的な責任を持つということで、ここに明確に、今まで委員会でのいろいろ御意見をいただいたときも、受注者の責任とか記載が明確でないというような御意見がございましたので、まず前段でこういうような書き方で、きちっと区分けをすることで改善を図っております。

その後、4ページの(2)の本業務の内容についてということで、ここで記載しますように、業務内容の詳細は後でちょっと言及しますけれども、仕様書を参照のことということで、別紙1のほうで、仕様書がありますので、ここで少し触れたいと思います。

(3)、(4)、この辺の記載については、前回の記載から変更ございません。

(5) 機構の請負費用の支払い方法については、請負契約の流れについて記載しているもので、特に前々回から変更があるものではございません。

少し飛びまして6ページ、4、入札に参加する者の募集に関する事項ということで、入札の実施手続、スケジュールについて記載しております。①から⑩まで、入札公告は令和4年12月上旬ということで、最終的に⑩で契約締結が令和5年4月1日ということになります。それ以降、今までの記載で大きな変更はございません。

別紙1で、業務の内容について仕様書に具体的に記載していますということで、先ほどお話ししましたけれども、別添1の仕様書について少し御説明させていただきます。本紙の3ページのところで、対象設備の概要ということで、表1、表2、あとその前段で、それぞれ対象となる測定機器の台数等を細かく記載しております。これは、本業務に使用する保守の対象とする設備の全体像がここできちっと分かるようにということで、今回新たに見直しをかけて整理したところです。

4ページ目の4、実施場所につきましても、一般区域と管理区域ということで、管理区域の業務についても、「※」できちっと説明書きを出しております。

あとちょっと特筆すべきは、5ページの6.2の業務内容のところ、今回大きな見直しをかけたところですが、今まで委員会での先生方のいろいろな御意見を踏まえまして、作業内容と作業実施時期を表形式にして整理して、より分かりやすくしたというところです。

さらにその中で、それぞれの業務で有資格者が実施する業務を明確にしております。例えば、7ページの左の作業項目の「ト」というところに、TLD線量計の保守・管理ということで、その下に「※」として、計測機器校正施設での基準照射ということで、ここでは放射線業務従事者の資格を持つ者が必要ですよということを、どのような業務でどのような資格が必要かということ細かくこのような形で示すということを見直しております。

あと、10ページになりますけれども、7、受注者と機構の主な役割分担ということで、こちらも委員会の先生方のいろいろな御意見で、受注者と機構の役割がよく分からないというところがあったので、業務内容、業務細目、それぞれについての受注者と機構との業務内容、責任分担を細かく、表の形できちっと整理しております。

あと15ページになります。8、実施体制及び業務に従事する標準要員数ということで、(2)のところに記載しておりますけれども、これは年間の業務量を考慮して5人という

ふうに示しておりますけれども、この考え方は5人の常駐が必要という要求ではございません。年間の業務量の表し方として用いているということで、5人が1年間働いて達成できる業務の量がありまして、受注者はそれを何人でいつ頃実施させるかを計画する裁量があるということを、※4のところで表現しているところです。

ちょっと時間をオーバーしましたけれども、以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。まず、御説明いただいた資料1-2の実施要項案の29ページ、並びに資料1-2の後ろのほうにあります別添1の仕様書の15ページ、これらを拝見いたしますと、今回作業員の常駐、あるいは有資格者の配置など、要員体制について受注者の裁量あるいは創意工夫といった余地があったり、あるいはそれを反映させるというような表現があり、この点については、私もいい方向なのではないかというふうに感じております。

そこで質問なんですけれども、このような受注者の裁量、創意工夫が認められるようになったことを機に、従前の最低価格落札方式ではなくて、総合評価落札方式に変えるといったようなことは御検討なさらなかったのか、この点について御教示いただきたいと思っております。

○北澤課長 契約部契約第2課長の北澤と申します。今内部でもちょっと相談をしたんですけれども、総合評価方式とした場合に、では金額以外に何で評価しようかといったところについては、なかなか思い当たるものがないという状況でございます。

体制のところで、裁量で図ることができるということになった場合、それが何に反映されるかという、それは入札金額ということだと思いますので、金額での競争ということで、そこは問題がないのかなと考えております。

○浅羽副主査 質問の意図といたしましては、まず、創意工夫というようなことをストレートに金額に反映できるのかどうか、特に従前の実施要項なども、かつてのものを拝見していたときにも、資格や常駐といったようなことにかかなりこだわっていらっしゃるようにも思われましたので、多少価格が高くても、そういうようなことを優先させたいというようなことを御機構が考えたかもしれないなとも思いましたので、質問させていただきます。

た。ただそれが価格に全て反映できるというふうに考えていらっしゃるのであれば、おっしゃるとおり、最低価格落札方式でも問題ないかとは思いますが、そういったような背景で質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 ありがとうございます。2点質問いたします。

まず、資料A-6の2ページ目に、図1で外部委託への変更イメージということで作成いただいています。これを拝見しますと右側の委託後の運用で、外部被曝測定 of 算定、記録の作成・管理、報告というのは所内で実施というふうになっています。ただ、外部委託の青い枠の中には、測定結果の報告ですとか、各社のホームページとか見ますと、普通に結果を電子媒体で納品するようなフローになっているんですが、そういった形で測定結果を、例えば、電子媒体で納品をしてもらい、いわゆる所内に設置している個人管理記録みたいところのシステムに読み込むような、所内で実施する記録の管理について、外部委託するのであれば、もう少し簡略化できる余地があるんじゃないかと思うんですが、今、普通にデータの管理ですと、クラウド上にデータを置いて、システム連結するようなものは往々にしてあると思うんですけども、そういうものというのは難しいんでしょうか。

○細見副主幹 原子力機構線量計測課の細見から回答させていただきます。実質外部委託からいただくデータは電子データで報告いただきまして、それを機構の計算機システムに電子データとして取り込むことを計画しております。

ただ、その後、測定されたデータを使いまして個人の被曝線量として計算するとき、そこで測定値が、線量計の種類が1種類であれば、測定結果がそのまま線量になるんですが、核燃料サイクル工学研究所の場合は、複数個の線量計を1人が着用することになりますので、1人が着用した複数個の線量計の測定結果から、ある1つの測定値を算定・評価するという作業が必要になりますので、その部分を本業務請負の中で実施するというようになっております。

○川澤専門委員 分かりました。外部に委託することによって、データの管理が以前よりも簡素化される余地はあるんでしょうか。お伺いしていると、一定程度は残るということなんですが、簡素化される部分もあるんでしょうか。

○細見副主幹 はい。線量計の放射線測定器としての、細かいことにはなりますが、線量の測定におきましては、まず線量計を測った後、測定自体が正常に測れたかどうかといった

この確認から始まりまして、得られた測定値を使って、個人の線量の評価という手順に入ってきます。外部委託しますと、まず測定部分を全て外部に任せることができますので、この測定が正しかった、正しくなかったというようなチェックは全て外部委託の中でできますので、本業務請負の中で、測定にかかっていたそのような業務というのは削減することになります。

○川澤専門委員 そうしますと今人数ですとか、そういったものは目安なんだと思うんですが、以前よりもアウトソースを活用することによって、請負業務自体は少し簡素化される場所は、従前の実績をきちんと書いていただいているところに注は必要なのかなというふうに思いますし、恐らくそれが予定価格ですとか、全体の請負金額の規模にも反映させるべきなんだろうなというところを思いました。その辺りはお答えをいただけるということでしょうか。

○細見副主幹 細見です。実際令和5年10月からは、全ての業務従事者が外部委託にはなりませんので、一応かかる工数を計算した見積りのところによりますと、やはりTLDの部分というのが非常に多く残りますので、5人が4人になるほどの減少というのはなく、実際標準要員の目安としては、5人は変わらないままという形で今は見積もっております。今後外部委託の割合が増えていった暁には、その人数は減少していくものと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1点、実施要項で、資料A-2の70ページの(3)です。細かいんですけども、データの管理の部分で、業務内容の受注者のところで、紙媒体及び電子媒体による記録の作成というのがあって、紙媒体でもまだ記録を作成する必要があるんだろうかというところなんですけど、もう既に電子媒体だけでいいのではなく、その辺りに人の工数がかかってはいないだろうかという気がしたんですが、いかがでしょうか。

○細見副主幹 実際作成自体は電子で全て作成いただいて、それを記録として保管するときに今は紙ベースの保管になっておりますので、印刷をかけて、それを機構に提出していただくというところで、紙媒体になっておりますので、紙で、手書きで作成しているということはございません。特段ここで紙だから工数が増えているということとはございません。

○川澤専門委員 分かりました。ただ紙で報告を求めるのも、今はペーパーレス化ということで、政府全体としても進めていると思いますので、ぜひその辺りはもう紙媒体でのやり取りをなるべくなくすという方向で、事務の手続は御検討いただければと思いました。

以上です。

○細見副主幹 ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○中川主査 ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 幾つかあるので、まとめて質問します。

先ほども入札の要項のところ、資格をいろいろ要求し過ぎているのではないかというようにお話があって、例えば、資料1-2の7ページ、そのところのTLD線量計の保守・管理というところで、キャリブレーションをやったり、保守・管理のところで、放射線取扱主任者がいると書いてあるんです。

キャリブレーションをやったり、保守・管理ということであれば、中の職員が方法論を確認するとか、やられている作業をところどころ、まさか丸投げで見に行くことはないということはないんでしょうから、点検されるんでしょうから、そのときにやればいいわけで、放射線取扱主任者でないとできないような仕事を丸投げというのは変だから、ここにその資格が要ると書くのも過剰かなという気がちょっとしました。

それから、非常に気になったのが、A-3の絵のところ、ホールボディーカウンタで内部被曝を測るところで、トレーラーの絵が描いてあるんですけども、実際にこれでやるんですか。

私の了解では、東海とかいろいろなところは、立った姿で、簡易型の全身カウンタというのがありますけれども、肺モニターがありますけれども、大体はベッド型のホールボディーカウンタでやるのが普通で、わざわざスペースの狭いホールボディーのところ、人に人を動員してやるというのも何か変だなという、これを書いてしまうというのは変だなという気がします。このトレーラーがあるから大型免許が要るんだというような書きぶりは、ちょっと過剰じゃないかなという気がします。

場合によって、事業所とか離れたところで、どうしてもやらなくてはいけない、人が動かせないということであれば、そういうことは度々ないんでしょうから、中の職員がそこに移動すればいいだけで、外部に委託してやってくださいというところで、大型免許まで要るとするのは、すごく異様な感じがします。

この要項を書かれるときにずっと議論になっているんですけども、過剰な資格を要求するというのは避けたほうが、より多くの入札応募者を集めることができるのではないのかと思ったということです。それが1番目です。

それから、2番目ですけれども、さっきのお話のところで、線量計はいろいろあるから、目の線量とか、体幹部とかいろいろまとめて、最後に実効線量ということで作業者の線量を構築していくんですけれども、そこも外に出してしまうというのはどうなんでしょうか。もし、何らかのトラブルが起きたときにチェックのしようがなくなってしまうというか、いろいろなデータを集めて、核燃料サイクル工学研究所でいろいろなプログラムを作ってやられるんでしょうけれども、さあ、そのところは核燃料サイクル工学研究所が責任を持ってちゃんとやるようにしないと危ないんじゃないかという気がします。個人線量は安全の中核をなしていますので、そのところが2番目です。

それと、3番目ですけれども、事故時のことにちょっと触れられましたけれども、従前はインハウスということで、幾つかのものを見ていたんですけれども、完全に全部外側ということになると、人数が少なれば対応できますけれども、さっき伺ったところでは、4,000人とかすごい数になるわけです。だから、トラブルとかが幾つか起こったときに、関連の人を100人ぐらい調べたいというようなことになると、毎回全てが外に出ていると、技術レベルが維持できないというか、事故のときにうまく対応できなくなるのではないのかという気がするんです。全部丸投げで外に出すというのもちょっと考えどころかなって気もするんですが、それが3番目です。

それから、外部に出すということなんですけれども、資料を見ると、外部に出すほうが高いんだというようなことを書かれていて、価格のところはどういうふうにされているのかなというのがすごく気になりました。

通常大学とか病院とか、そういうところはせいぜい100人とか、数百人のレベルで仕事をお願いすることになるんですけれども、やっぱり1,000人を超えてやることになると、普通の常識ですけれども、価格は随分下がるし、数人がやっているところの定価を4,000人かけてこっちが高いという議論というのは、まずいのではないのかという気がすごくしました。

それから、もう一つ気になったのは、TLDを半分残して、半分を外部に出すみたいなことをやるんだということを言われているんですけれども、これはすごくまずいのではないのかという気がして、仕事を出すんだったら、全部を整えて時期を少し後ろにずらしても一斉にやらないと、TLDで半分で限ってやったようなものと、コンピューターで、一覧表で出てきたようなものと、いろいろなものが混在するということになると、数が少なければチェックできますけれども、物すごく数が多いということになると、いろいろな

ところでデータの取りこぼしというか、まずいことが起こるんじゃないのかと思うんです。普通の機器のデータでしたら、ごめんね、修正しましたで済むんでしょけれども、個人線量で安全の中核をなしているところが、修正が何か所にも及ぶということになると、かなりまずいことになるんじゃないのかという気がしたということです。幾つか聞きましたけれども、よろしくをお願いします。

○高嶋課長 原子力機構の高嶋です。先生、御意見をありがとうございます。

幾つか御意見がございましたけれども、まず1つ目に、必要な資格が過重なのではないかという点です。少し再確認しますと、資料A-3の下の方に、業務に必要な資格ということで記載しておりまして、先ほど線源による線量計の基準照射ということで、管理区域に入るためということで、先生がおっしゃられた放射線取扱主任者ということではなくて、ここに記載するような放射線業務従事者ということになります。

この従事者としてしましては、線量登録管理制度に登録した上で、必要な教育を受講して、健康診断をして、管理区域に入る資格を得た者ということですので、放射線取扱主任者というのは法定の資格になりますけれども、そういった意味で、そこは放射線業務従事者ということになります。

あと2点目で、外部に委託しているいろな。

○小佐古専門委員 ちょっと待ってください。ホールボディーカウンタ車のほうはどうですか。

○高嶋課長 こちらはホールボディーカウンタ車の運行のために大型自動車免許が必要ということで、先生がおっしゃられたように、常日頃の測定については、ホールボディーカウンタ車で使っているわけではなくて、資料A-3のところにも記載していますように、全身カウンタを搭載したトラックで緊急時用に使用ということで、こちらは所内で何か緊急事が起こった場合に移動して使うということで、そのための維持・管理を行うということですので、そこは大型自動車免許を要求しているところです。

○小佐古専門委員 さっきの説明だと、緊急時は扱いが別になるんだと。緊急時を業務委託する人がやるんじゃないんだというような説明がありましたけれども、そうだったら、業務請負の概要のところにも、使う可能性がそんなに頻繁にあるわけではない、事故時とかそういうときに使うというのであれば、法定資格者のところにこれは要らないんじゃないですか。

○高嶋課長 ホールボディーカウンタ車としての機能を使用する場合は、本当に限られた緊急時の使用になりますけれども、それを常日頃使えるように維持・管理する、その維持・管理の部分だけをこの請負でお願いしているというところになります。

○小佐古専門委員 核燃料サイクル工学研究所は免許所有者がいることを前提にして、これを予算要求もしたし、購入もされているんでしょから、核燃料サイクル工学研究所の緊急時のいろいろなもののメンテナンスの流れの中でやればいいわけで、業務請負の外に出して、お願いしますというところに、これをわざわざ書く必要は全くないんじゃないですか。

○高嶋課長 先生がおっしゃられるように、職員の中でもこのような取扱いができる者がいますけれども、今までの請負業務として、ここも含めて維持・管理のところをお願いしているというところですよ。

○小佐古専門委員 今まではそうだったんでしょけれども、まずいところは直されたらいいんじゃないのかなと思います。

○高嶋課長 ありがとうございます。今後の運用の中でその辺は考慮していきたいと思っています。

○小佐古専門委員 運用の中ではなくて、業務請負の概要で、請負の要項を書くところに、そういう書き方はよくないということを言っているんです。なぜ言うかということ、普通線量計とかそういうところをやっている事業者に、業務用の車を出してくれとかというのはあるんだと思うんですけれども、大型の自動車免許を持っているかということ、普通はそういうのは視野に入っていないんです。緊急時だから、特殊な用途ですから、そこを外に出すところにこんなものをくっつけるというのは、これを出してやる仕事はほとんどない、緊急時のときに限られる、あとはメンテナンスという話だったら、業務請負の概要というところに書いてはいけないんじゃないですか。

○高嶋課長 ここで記載しているのは、緊急時の出動のときに大型免許を所有する者が初動対応するというわけではなくて、あくまでも緊急時の対応は職員でやるというところで、常日頃使えるようにきちっと管理するという観点で、管理の中で大型免許の所有が必要になるというところですよ。

○小佐古専門委員 あんまり納得できないな。例えば、標準照射なんかをやるときに、照射設備なんかがありますね。あれも結構使うから、中のメンテナンスとかいろいろなものを契約業者にやってもらうというのは、やるのですか。そんなことは普通やらないですよ。

ね。これが書いてあるばかりに、公平なる競争入札をするときに大きな支障になるんじゃないかという観点で言っているんです。ここで議論してもしょうがないので、次の点をお願いします。

○高嶋課長 あと外部サービスの利用で、全部外任せになって、いろいろな評価が、機構の責任の下でできないのではないかという御意見がございましたけれども、資料A-6の2ページ目のところで、外部委託法の運用ということで、右側にイメージ図を描いています。外部委託分は、外部被曝の測定のみで、体幹部なり、組織なり、目なり、それぞれの測定結果を踏まえて、結局左側の総合的な評価をするところは機構ということになりますので、単純に外部委託の部分は、全体の評価を外部任せということではなくて、測定の結果だけを委託するというので、これは1ページ目の真ん中に記載をしています法令改正ということで、R I法の改正で、ここに示すようなISO17025に基づく認証を取ったところからの測定結果ということになりますので、それは全ての評価を丸投げということにはならないと思いますので、その辺はしっかりと記載していきたいと思っています。

○小佐古専門委員 よろしくをお願いします。さっきの説明の中に、外部測定被曝の結果をまとめて、実効線量にして報告をもらうんだという言い方があって、気になったからちょっと言ったんです。

なぜ言うかという、ガラス線量計で体幹部を測っているところと、例えば、中性子だけを測ると、そっちをかなり専門にやっているところがあると、違うところから結果をもらうことになるんです。外部被曝もそうですし、内部被曝もばらばらでもらうことになりますから、やっぱり外部委託で、測定サービスに出しているところに、そのところを束ねて頂戴よというところまで言うのはまずくて、それは核燃料サイクル工学研究所が自分できちんと責任を持ってやる、お願いしているのは外部被曝の測定のところだけであるということをちゃんと明示されたほうがいいと思いますね。説明の中でそういうふうには聞こえなかったものだから、発言しました。結構です。

○高嶋課長 ちょっと前後するかもしれませんが、先生のほうから、TLD半分の運用と外部委託の運用半分は、いろいろ問題があるのではないかという御提案がございました。先ほど2段階に導入するというので、法令要求のあるR Iの業務をする従事者については、完全に外部委託にするということで、部分的にTLDを使ったり、部分的に外部委託をするということではなくて、対象者全体が外部委託、あるいは対象者全体でTL

Dを使うという区分けはしっかりしていきたいと思います。確かに先生がおっしゃるとおり、運用面でのいろいろ煩雑さは生じますので、そこは今しっかり議論して、現場も踏まえて検討していくことにします。ありがとうございます。

○小佐古専門委員 あと事故時はインハウスでやるんだという話のときに、外部被曝線量の測定を全部やっていると、機構の中の体制として、事故時にうまく機能しなくなるようなことがあるんじゃないのか、委託のところは、全部インハウスのものと組み合わせうまくやらないとまずいんじゃないかという発言をしたんです。

あともう一つは、ディスカウントの話です。

○高嶋課長 ありがとうございます。

緊急時の対応につきましては、確かにそういう懸念がございますので、外部サービスにつきましても、緊急時で評価してもらうようなことも契約の中に踏まえて。

○小佐古専門委員 それはさっきの説明と違うんじゃないですか。

○高嶋課長 測定ですね。緊急時で、外部被曝の線量計の測定値の結果を緊急に出してもらうような契約も含めて対応していくということで、今考えています。

○小佐古専門委員 だから、全部外に出そうとするからそういう話になるわけですね。インハウスで幾つかのものの仕組みが存在していれば、そこを使えばできるわけです。例えば、核燃料サイクル工学研究所東海で事故を起こしたとする。1日目、トラブルがあつていろいろなことがあつたとする。関連の人100人ぐらいをまた追加で、線量測定とかいろいろなものをお願いする。外に出します。2日か3日かかって結果が来る。困るんじゃないですか。事故のときにはすぐに対応しろと、すぐに線量評価をやれというのは、お役所じゃなくても、メディアじゃなくても、普通の人はそう思う。だから、丸投げで外部被曝測定は全部外というふうに簡単に書いてしまうと、仕様書とはちょっと別の話かもしれないけれども、困ることになるんじゃないのかなと、老婆心で発言しました。すみません。

では、それは考えていただければいいので、最後のディスカウント。

○細見副主幹 核燃料サイクル工学研究所の細見から回答させていただきます。線量計の単価のところ、各サービス会社からいただいたところで試算しておりますが、実際体幹部用線量計で、ガンマ線とベータ線のみ、非常にシンプルなタイプの線量計ですと、価格が非常に安く、1回の利用で大体1,000円ぐらいの価格になります。全てこの線量計だけを利用した場合ですと、アウトソースしたほうが実際安くなるという試算はできております。

○小佐古専門委員 そのときに1,000円ぐらいになるというのは、何をベースにして1,000円と言われているんですか。前にも幾つか調べたことがあるんですけども、発注する量によるんです。

○細見副主幹 人数による価格表をいただきまして、発注1,000人以上頼んだときに、大体1,000円ぐらい。

○小佐古専門委員 何人以上？

○細見副主幹 1,000人以上です。1人から5人までとか、10人まで、50人までとかいう形の単価、ディスカウント表をいただきまして、それを基に1,000人以上、一番人数が多いところで頼んだときは、およそ1,000円というところになっております。

プラス、核燃料サイクル工学研究所ではガンマ線、ベータ線だけの線量計以外に、中性子を測定する線量計も必要になりまして、こちらになりますと、単価は一気に跳ね上がります。1つ3,000円ぐらいに跳ね上がります。また、末端部、指先とかを測定する線量計も必要になりまして、こちらは1つ1,000円から1,500円ぐらいのオーダーとなります。

目の水晶体を測定する場合には、単価ベースですと1つ3,000円というところで、着用する線量計の個数がどうしても多くなってきますので、これら全てを現状のTLDで特定している測定件数の実績を基に、全てアウトソースに切り替えた場合のコストというのを試算したところ、TLDによる、インハウスより全てアウトソースにしたときのほうがやはり値段は高くなるという試算結果を得ております。

○小佐古専門委員 まさしくそのところが入札に対応すると、通常1,000件以上、4,000件ぐらいになると、すごいお金になるわけです。私が東大にいる頃も、体幹部のほうはもっと安かったですよ。価格交渉をすとか、入札で競争すれば、取りたいという者はいっぱい現われると思います。ぜひ1社だけではなくて、アメリカ資本が入った線量計の会社もありますし、大阪のほうで頑張っておられる、ある程度の規模の会社もありますから、各社全員に応札していただいて、ぜひグッドプライスを獲得されるようお願いいたします。

体幹部のほうは、量産効果があると言われたんですが、あと水晶体とか、皮膚とか、ほかのところは、通常の価格表は、通常はそんなに数が出ないんですよ。だから、核燃料サイクル工学研究所で、例えば、再処理工場やるから、目のところを見たい、あるいは皮膚を見たいということになると、10件、20件という数字じゃないんだと思うんです。

だから、数をもうちょっと示して、どれぐらいできますかというのをやれば、必ず入札委員会で目指している競争的入札になるので、応札のところにはぜひ各社漏れなく応札していただけるように、情報伝達とか周知をしっかりといただければいいんだと思います。ありがとうございました。

○中川主査 原子力機構様、何かコメントはありますか。大丈夫ですか。

○高嶋課長 先生、ありがとうございます。

今回の業務請負の範囲ではないですが、今後アウトソースをしていくという観点で、いろいろ参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。資料A-3でございます。先ほど小佐古先生も御懸念なさっていたホールボディーカウンタ車についてお伺いしたいと思えます。

こちらの真ん中のあたりにホールボディーカウンタ車の写真があるんですけども、ここに緊急時に使用と書いてございます。念のための再度の確認でございますけれども、今回委託する業務というのは、あくまで緊急時に使うためのトラック状の車両が、緊急時にちゃんと運転できるか、トラックとして動くかどうかという部分だけを見ればよくて、それ以外の、例えばホールボディーカウンタ車を使って、働いている方の測定をするということは含まないという理解でまず合っているのでしょうか。

○高嶋課長 原子力機構の高嶋です。委員がおっしゃるとおりで、ここではあくまでもホールボディーカウンタ車の維持・管理ということで、このトラックがちゃんと動けるような状況であるかということとか、中のホールボディーカウンタが正常に動くかというように、何かあったときにすぐ使えるような維持・管理を行うということで、何かあったときの運用については原子力機構のほうがやるということです。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

そうすると実施要項、資料A-2の65/80、仕様書でいうと9ページだと思います。こちらを拝見すると、作業項目として、「二、ホールボディーカウンタ車の管理・運行」と書いてございます。運行という表現からすると、まさにホールボディーカウンタを使って測定するというふうにも誤解されるのかなとも思いましたので、もしよろしければ、この運行という言葉の部分を変えたり、もしくは今おっしゃったような、具体的にどんなこと

を期待なさっているのかという部分を書いていただければと思います。それがまず1点目でございます。

もう一点お伺いしたいのが、ホールボディーカウンタ車がトラックとしてちゃんと動くかどうかということを確認する仕事があると思うんですけども、この車両が置いてある具体的な場所を私は存じ上げないんですけども、いわゆる交通があるところであって、運転免許がないとこのトラックを運転してはいけない場所に置いてあるのでしょうか。

○細見副主幹 原子力機構の細見です。トラックの車庫の位置ですが、核燃料サイクル工学研究所の所内でございますが、徒歩で行きますと30分ぐらいかかる場所ですので、そこは公用車を機構のほうから貸し出しまして、公用車を使っていただいて、トラックの位置までまず移動していただきまして、トラックに乗り換えて、トラックを運転するというような運用を今していただいております。

○辻副主査 トラックを運転する場所というのは、運転免許がないとまずい場所なんではないでしょうか。

○細見副主幹 機構構内の市有地の範囲になりますので、そこはちょっとすぐには回答できませんが、機構の今のルールからすると、公道と同じ免許を持った者が運転しているという、管理をさせているという状態になっております。

○辻副主査 一応論点として、そもそも道路交通法上、WBC車を今置いてあるところで、動くかどうかを確認するに当たって、免許が必要かどうかという部分を念のため確認していただければと思います。

それから、65/80には「エンジン始動等により」と書いてございます。エンジンがかかることを確認すればよいのか、それとも、幾らか実際に運転して、ハンドルが動くかどうか、その辺り実際に車を動かすことまでも要求なさっているという理解でよろしいですか。

○細見副主幹 原子力機構の細見です。車を動かすことを要求しております。

また、ここにちょっと具体的に記載がございませんが、ガソリンの補給についてもここにお願ひしてございまして、その場合、機構の構内から出てすぐ近くのガソリンスタンドまで大型トラックを運転していき、給油して戻ってくるという業務もホールボディーカウンタ車の管理・運行の中に含まれております。

○辻副主査 分かりました。今までお伺いした限りですと、トラックが実際に動くかどうかという部分だけを取り出して、ほかに委託をする、もしくは、例えばなんですけども、

ジョイント・ベンチャーみたいに、入札をしたいと考えている会社が、たまたま大型免許を持っている従業員がいない会社だった場合に、レンタカー会社と手を組んで、レンタカー会社から週に1回程度人を派遣してもらって、トラックが動くかどうかを確認してもらうとか、そういう運用は可能でしょうか。

○細見副主幹 原子力機構の細見です。業務の下請は認めておりますので、そのようにトラックの運転に必要なときだけ、必要な資格者を核燃料サイクル工学研究所内に招き入れるという業務配置は、受注者の裁量の範囲で可能と考えております。

○辻副主査 分かりました。では、その辺り明確に分かりやすく書いていただければ、運転免許問題の懸念はちょっと緩和されるのかなと思いました。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに何か御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から確認すべき点の整理をお願いいたします。

○事務局 事務局です。御議論、ありがとうございました。

私から確認したい点は2点ございます。まず1点目ですけれども、資料A-2の65ページ、65/80と70/80ページに、紙媒体という言葉が出ていることに対して、こちらは運用上、保管用に紙を使っていて、ほとんどはデータで扱われているということですが、これは今後運用上なるべく紙を使わないように注意していくと受け取ってよろしいのか、もしくはこの実施要項の紙媒体という言葉削除したほうがよろしいのか、そちらを確認させていただけますでしょうか、川澤先生。

○川澤専門委員 紙媒体が不要なのであれば、なくしたほうがいいんだと思うんですけれども、そもそも報告において、必要なのであれば、それがメインではなくて、最後に電子媒体を紙媒体として報告するときに、紙媒体が必要という形で書いていただければいいのではないかと思います。でも基本は、本当に紙媒体が必要なのかというところで、不要ならば、削除していただくのがいいんじゃないかと思います。

○事務局 ありがとうございました。

では、機構の方、紙媒体という言葉は取るということによろしいでしょうか。

○高嶋課長 機構の高嶋です。委員の先生がおっしゃられたように、紙媒体は必要ですので、そこが補助的なものというようなことも含めて、ここの記載は工夫したいと思ひます。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございました。

あと2点目ですけれども、小佐古先生と辻先生から御指摘いただきましたホールボディカウンタ車についてです。こちらは動かすこと自体を要求しているということですので、この記載を少し分かりやすく、免許が必要であっても、それは下請の方が可能ですとか、参入障壁にならないような書き方を検討していただくということによろしいでしょうか。

○中川主査 機構の方、検討していただけますでしょうか。

○高嶋課長 原子力機構です。了解しました。ありがとうございます。

○事務局 事務局からは以上です。

ありがとうございました。

○中川主査 事務局に確認なんですけど、小佐古先生の御指摘のあった線量計算に関するアウトソーシング、または事故時のアウトソーシング部分の線引きについてはよろしいでしょうか。明確でしょうか、きちんとした表記で、機構に御検討いただくという点について、その点はクリアですか。

○事務局 緊急時、これは実施要項に記載を入れたほうがよろしいということでしょうか。

○中川主査 実施要項案でその点がクリアになっていればいいんですけども、クリアになっていないのではないかと御指摘だったんだと思うので、2点あったかと思います。実際ばらばらのデータを統括して線量計算するときの明確なインハウス、アウトソーシングの仕分と、もう一つは、事故時の対応、線量計の計算対応ということで、2点御指摘があったかと思いますが、そちらに関しては実施要項案のほうで全てクリアになっているという理解でよろしいですか。

○事務局 インハウス、アウトソーシングの仕分とトラブルが起こったときなどの対応は、これから業務を実施しながら検討していくということももちろんあるんですけども、現段階ではこちらは明確になっていると私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○中川主査 小佐古先生、よろしいでしょうか。

○小佐古専門委員 主査がおっしゃったように、そのところはきちんと、ここで外注に出すのは通常の状態のときの線量の測定の部分に関わるというふうに明確に書かれるほうがいいと思いますね。

といいますのが、数年前に核燃料サイクル工学研究所でプルトニウムの汚染事故があったんです。そのときには外ではあまり議論されていないんですが、委託に出している人たちが事故を起こして、その後の緊急時のところもそこに絡んで、少しばたばたしたんですよ。だから、委託に出しているところがどこまで、緊急時になれば、委託元が責任を取

るとか作業するというのは無理で、早い時期に連絡をもらって、核燃料サイクル工学研究所、主体になるところがきちんと出て対応するんだというところは明確に書かないと、緊急時のところも委託先が何となくやるんだみたいな契約になるとか、そういう書き方になるのは全くいけないというふうに思います。

主査がおっしゃったように、どこがというところまでは正確に見ておりませんが、御説明のところでも、従前それでやっていたという言い方になっているから、そのところははっきり分けたほうがいいんじゃないのかなと思うんです。

一番典型的なのがホールボディーカウンタ車です。御説明にもあるように、通常はベッド型で、寝転がってやるものを使っておりますので、車を動かしていくのは緊急時とかそういうところに限られるわけですから、その名前を通常の測定の委託要領のところを書くのはよろしくないというふうに思いますね。明確に緊急時とかそういうところは別の扱いになるので、この応札にはその点の応札は要らないというふうに書かれるほうが正解だと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

原子力機構、そちらの点については、現在の実施要項案の中には明確に記載されていないという理解でよろしいでしょうか。

○高嶋課長 原子力機構の高嶋です。実施要項案、資料1-2の3ページになります。まず、以前から先生方からのそういう御意見もございましたので、そこを明確にするということで、3ページの下から6行目のところで、依頼するのは定常的なモニタリングのみで、ここに記載しているように、トラブル発生時のいろいろな測定については、本業務範囲に含まれないということで、今までの皆さんの御意見を踏まえて、ここで少し明確に見直しをしたつもりだったんですけれども、そこがちょっと説明不足だったかもしれません。一応実施要項の中では、前段のところではっきり分かりやすいようにしたというところが、今回我々が検討して見直しをしたところでございますので、ここの記載が少し弱いということであれば、記載ぶりをもう少し考えたいと思います。

○中川主査 小佐古先生、3ページ、下部6行ぐらいで今御説明をいただいておりますけれども、こちらの表記でよろしいでしょうか。

○小佐古専門委員 あまりにも隠れてしまって、例えば、項目を立ててやれば一番いいんですけれども、4ページの本業務の内容とありますね。そのところで、仕様書を参考にしろとか、社内規程を見ろとか書いてあるんですが、もしあれだったら、本業務の内容の

頭のところに、今のところをそのまま移したらいいんじゃないのかなと思うんです。本業務の内容は通常業務に関わるもので、緊急時に対応したところは別の扱いになっているところをそっち側に移したら、状況が非常にはっきりすると思いますね。1番目の業務の概要の一番下のところにちょこちょこっと書いてありますから、私もちょっと見落としていました。

○中川主査 では、原子力機構様、そちらで再検討いただくということでよろしいでしょうか。

○高嶋課長 小佐古先生、ありがとうございます。御提案の記載ぶりを参考にさせていただいて、見直しをしたいと思います。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 今のところでございます。資料1-2の3ページ目の下から4行目ぐらいですか。緊急時の測定・評価と書いてございます。先ほどのホールボディーカウンタ車のお話から考えますと、ホールボディーカウンタ車の運転もここでは緊急時には行わないという理解でよろしいのでしょうか。

○高嶋課長 原子力機構の高嶋です。そのとおりです。緊急時の運転については、職員、原子力機構側が対応します。

○辻副主査 でしたら、そのこともここに特記していただけると分かりやすいのかなと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○高嶋課長 ありがとうございます。対応します。

○中川主査 ありがとうございます。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○中川主査 それ以外にはよろしいですか。

それでは、本日の審議を踏まえて、日本原子力研究開発機構におきまして引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室)

(独立行政法人環境再生保全機構入室)

○中川主査 次に、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について、独立行政法人環境再生保全機構補償業務部、磯辺部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○磯辺部長 分かりました。環境再生保全機構補償部補償業務部長の磯辺と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2について御説明をいたします。表題になりますが、民間競争入札実施事業といたしまして、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況についてということで、令和元年度から今年度令和4年度分になります。

当機構におきましては、当該実施要項に基づいて、民間事業者から提出された委託実績等を通じて、次に掲げる項目についての調査を行うものとしております。①といたしまして、申告書の提出率です。もう一つは機構への関係書類の送付という2つになります。

1の事業の概要になりますが、簡単に説明いたしますと、公害健康被害補償に関する法律、公健法と言われておりますけれども、この第52条第1項に基づきまして、大気汚染による公害健康被害者に対する補償給付を行うに当たり、大気汚染防止法でいう、ばい煙発生施設等の設置者、これはある程度の基準があるのですが、その基準で排出した方の硫黄酸化物の量に応じた汚染負荷量賦課金という表現があります。それを徴収する業務の一部を委託して行っているということになります。

実際に実施する委託の業務内容ですが、(1)申告関係書類の送付です。これは委託事業者からばい煙発生施設の設置者に送っていただく。委託事業者のほうで相談窓口の開設、あと説明相談会の開催、申告書の提出の慫慂(しょうよう)、あとは申告書等の受理とか点検、申告納付の協力の要請という業務を行っていただきます。

契約の期間は5か年度になるのですが、平成31年3月から令和6年2月29日と、実質的には平成31年度から令和5年度の5か年分の業務ということになります。

受託事業者は(3)に書いてありますが、日本商工会議所になります。実際には再委託ということで、各商工会議所、これは全国で156あるのですが、そこと再委託をして、商工会議所から、各ばい煙発生施設の事業者に送付していただくことになっております。

今回の実施状況の評価期間ですが、平成31年3月から今年度6月30日まで、委託事業者の決定の経緯は、前回は平成30年の市場化テストの評価をいただいた後に契約したということになるのですけれども、平成30年11月8日に入札参加者である日本商工会議所から提出いただいた書類を基に総合評価の審査を行いました。

2ページ目になりますけれども、外部有識者である民間競争入札に係る評価委員会というのを設置しておりまして、そこで評価いただいて、実際には12月7日に開札した結果得られた技術点と価格点の評価をして最も高く、入札価格が予定価格の範囲内であった日本商工会議所が落札しました。

2になりますけれども、民間競争入札の対象となる徴収業務等の質におきまして、(1)申告書の提出率、目標は一応水準を100%目指してくださいということにしておりますけれども、提出率は96%以上とするという形で目標を定めさせていただいております。これは後ほど説明しますが、実際には99%の提出率になっています。

(2) 機構への関係書類の送付ということで、毎年度初日から45日以内ということの後に、10日以内に遅滞なく機構へ送付するという事です。また、委託事業実績書や業務実施台帳というのがあります。毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出することとなっております。

3の調査項目といたしまして、次の項目について調査を行いました。これは先ほど申し上げましたように、(1) 申告書の提出率、(2) 機構への関係書類の送付です。

4の調査結果といたしまして、申告書の提出率に関しましては、年平均で99.4%と高い率をしていただいております。

(2) 機構への関係書類の送付に関しましては、遅滞なく送付されております。

3ページ目になります。これも同じです。委託事業実績書を遅滞なく、業務実施台帳も遅滞なく提出されております。

5の実施経費ということで、まだ5か年の途中ではございますが、4か年分の支払いの平均を見ますと、削減率として平成20年は、いわゆる市場化テストの開始前と比較すると24.09%、平均として24%の削減が図られています。

6の競争性改善のための取組といたしまして、総合評価方式の評価なのですが、前回平成26年の契約は35日の公告期間ですけれども、今回は50日の日程を確保しました。

また、受託事業者が委託業務のオンラインシステムが利用できるということ、これは機構で作っているシステムですけれども、それは受託事業者が利用できるということを明言

したとか、ジョイント・ベンチャー、いわゆる共同事業体でも実施できるということにいたしました。

(4)で、「国税徴収法の例により」という文言を追加することによって、業務の実施が速やかに行われるというようなことも、それほど難しくないというような業務があるということを示しています。

(5)ですけれども、これはほかの契約でも同じですが、時代のニーズに合わせたワーク・ライフ・バランスの認定の取組の状況とかを評価の基準の追加点としています。

4ページ目になりますが、創意と工夫の例ということで、ここはいろいろと書いてありますが、簡単に御説明いたしますと、(1)は、日本商工会議所というところの特殊性なんです。各地の商工会議所と連携が図られると。商工会議所法の第6条にも、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするということになっています。過去から商工会議所がこの委託事業をやっているということもございまして、やはりノウハウが引き継がれているということや、各地商工会議所と納付義務者との信頼関係の下に、円滑な事業を実施することが可能です。

また、商工会議所におきましては、各地の商工会議所と日本商工会議所はイントラネットを構築しており、申告納付の期限が過ぎたとしても、納付義務者の経営状況とか取扱いにいろいろと日々生ずるような話があっても、外部に漏えいすることがなく、的確に行えるというところがメリットです。

(3)の下のところを書いてありますが、納付義務者というのは、公健法の制度に不満があっても、お支払いいただけないというようなこともあるのですけれども、そういう場合でも、説明会とか相談会とか、窓口を設けることによって、納付義務者に対してお支払いいただくということが重要な業務ということでございます。

(4)は、この5年間、まだ4年目ですけれども、中での特殊事情、ほかの事業者も同じだと思いますけれども、令和2年度は新型コロナの感染の影響によって説明会を中止しましたが、説明会を中止しても、相談窓口を置いて、いろいろな相談を受けているという状態でございます。

令和3年度については、コロナ2年目ということもありましたので、ウェブ説明会とか、解説動画の配信やホームページにおける賦課金特設サイト、これは機構が作ったものを活用しながら委託事業者である日本商工会議所が、各納付義務者の利便性を図るためにいろいろ行っていただいたということになっています。

今年度、令和4年度についても、新型コロナウイルスの感染が収まっていないというのがございましたので、オンラインによる説明会の開催を実施しており、また、動画配信することによって説明会に参加できなかった方たちでも、納付に関する事務が分かるよう、何度も見られるというようなこともやっております。

(5) になりますが、これは申告納付の開始前の3月に、委託事業者のイントラネットを活用して、開設動画の視聴によって、各地商工会議所の勉強するための研修会を開催して、業務マニュアルも我々と委託先とで監修しながら作り変えていきましたということでございます。

5ページ目になりますが、8の総括です。(1)ですけれども、達成すべき質の達成状況につきましては、4の調査結果から、99.4%ということで、また、関係書類も遅滞なく提出されており、いずれも達成されております。

(2) ですが、先ほど申し上げましたように、4か年の平均といたしましても、平成20年度と比べると、約4,500万円の経費が削減されています。

(3) ですけれども、新型コロナウイルスの感染の影響も受けましたが、説明・相談会の開催方法などを改善して、また機構との協力体制も強化して実施したことは評価するというにしております。

(4) ですが、事業の実施期間中に、受託者が業務改善指示を受けるとか、法令違反を行ったという例はございませんでした。

(5) ですが、実施状況については、機構の業務実施等評価の際に、環境省が開催する外部評価の委員会である独立行政法人環境再生保全機構評価検討会による評価も受けております。また、事前審査として契約の方法とか、入札の条件とか、総合評価方式の評価基準を審査する契約手続審査委員会、これは私どもの機構にあるのですけれども、この点検を受けております。また、監事や外部有識者で構成される調達合理化等の点検を行う契約監視委員会を設置しており、その枠組みの中で契約内容の結果の審査を受けております。

(6) ですけれども、当委託事業業務については、サービスの確保されるべき質に係る目的を達成しており、かつ経費削減についても大幅な効果を上げてきたと思っております。

9ですが、今後の方針といたしましては、6の競争性改善のための取組で記載したような取組や、8の総括で示したような結果を得ることができておりますので、業務の簡潔化や効率化を踏まえた実施要項の見直しを行いまして、あとは過去において入ろうとしてい

いただいた事業者様にヒアリングを行っておりまして、今後の実施要項の改善を図りたいと思っております。

また、平成26年の契約においては、民間事業者2社だったのですが、入っていたということとか、平成30年度は1社のみになってしまったんですが、今後競争性が働くように実施要項の見直しを行って、総合評価落札方式による価格競争を活用してまいりたいと思っております。

なお、次期事業の入札において、複数の民間事業者が応札し、競争性が働くような状況になれば、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしていた場合においては、市場化テストを終了したいと考えております。

以上、私からの説明になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。なお御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より事業評価案につきまして、御説明させていただきます。資料B-1、事業評価（案）を御覧ください。

事業の概要につきましては、実施機関から説明がございましたので、割愛いたします。

評価につきましては、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

以下、整理した点を申し上げます。

サービスの質につきましては、全ての項目につきまして、適切に履行されていると評価いたします。また、民間事業者からの改善提案につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、ウェブ説明会、解説動画の配信、実施機関が開設した賦課金特設サイトの納付義務者の利用促進などをしてございます。

実施経費につきましては、従来経費と比較して約4,500万円減少しており、効果があったものと評価いたします。

市場化テストにおいて、公告期間を50日確保し、関心のある民間事業者には個別に周知するとともに、ジョイント・ベンチャーを結成した民間事業者が競争に参入できることなど、競争性改善のための取組を行ったものの、1者応札となり、課題が残りました。

評価のまとめになりますが、サービスの質は確保されており、適切に履行されていると評価することができると思います。

民間事業者の改善提案について、ICTの活用など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

経費につきましては、従来経費と比較して約4,500万円減少しており、約24%削減が認められ、一定の削減効果があったものと評価できると思います。

他方、1者応札となり、競争性の確保について課題が認められます。

以上から、競争性の確保により課題が認められ、本事業において、良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。そのため次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施していく必要があるものと考えます。

以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 (音声不明瞭)

○磯辺部長 いただいた御質問は、恐らく対面での相談会というところを、コロナ禍で、ウェブなりでできたのであれば、その文言を削除したらいかがでしょうかという質問ということでよろしいでしょうか。

○生島専門委員 はい。

○磯辺部長 それに関しましては、やはりコロナ禍でオンラインの説明会とかができた、それが有効だったということもございますので、今後実施要項を定めるに当たって、現実実施要綱の相談窓口というのは、面談という言葉で書いてあるのですけれども、これはやっぱり対面ということが前提というふうに取れてしまうので、この辺の文言をちょっと削除して、今後オンラインでできることというのを逆に推奨していこうかなと思っています。

これがかなえば、いわゆる会場の経費とかいうところがまた削減できますし、受託者や事業者が説明会場に移動しなくて良いということもございますので、経済的な観点もあります。業務としても効率化も図られるということになりますので、今後各地に会場を、今156の商工会議所がやっていただいておりますけれども、全国に会場がない事業者においても、受託事業が実施できる可能性が出てきますので、入札に参加いただけるという方が増えるのではないかと考えております。そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

○生島専門委員 はい、分かりました。(音声不明瞭)

○磯辺部長 環境再生保全機構の磯辺ですけれども、大変恐縮でございますが、チャットの方に御質問を入れていただけると、我々の方でも読むことができますが、いかがでしょうか。

○中川主査 では、もし追加の御質問がありましたら、チャットの方に記入いただければと思います。

そのほかに、辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもどうもありがとうございました。

資料2でございます。資料2の2ページ目を拝見いたしますと、過去の申告書の提出率を書いてございまして、99.8%とか99.4%とか、非常に素晴らしい成績が出ております。

これを裏づけているであろうと想定される記載がございまして、4ページ目でございます。4ページ目の(1)の第2パラグラフの終わりのほうでございます。各地商工会議所等の納付義務者との信頼関係という言葉が書いてございまして、やはり商工会社のネームバリューは非常に大きいのかなと推測されるところでございます。

それを踏まえて、別の資料のB-3でございます。資料B-3の一番右側の平成元年度から令和5年度の列を見ていただきますと、一番下に入札不参加者に対するヒアリング状況とございまして、ここに入札を諦めた方からのお声を書いてございまして、現委託先と同等の質を維持・管理するのが難しいと書いてございました。

恐らく今回全国の都道府県に実際に常駐する必要はないという条件を加えたとしても、圧倒的なこの成績を見ると、新規参入業者はかなり尻込みなさるのかなと推測されるところでございます。

そこで1つ御提案というか、質問なのですけれども、今、公害健康被害の補償法、公健法の第52条以下を拝見しているのですが、こちらに汚染負荷量賦課金に関していろいろと条文がございまして、結局まとめると、税金とほぼ同じような扱いがなされているようでございます。税金も申告をしていないと推計課税とかされてしまって、最後滞納処分されてしまいます。

この法律でも、同じように申告書を出していない状態が続くと、機構の方から、推計課税のようにされて、かつ払っていないと、滞納処分を受けるという整理になっているという理解でまず合っているでしょうか。

○磯辺部長 環境再生保全機構の磯辺と申します。今いただいた御質問に対して、御回答いたします。基本的に国税徴収法の例に則り行われるということで、公健法の第55条第3項で決定の通知を出します。その通知を基に15日以内に納付の義務というのが発生します。その間でも納付が行われない場合というのは、第57条第2項で督促状というのを出すことができます。また、市町村に徴収の依頼をすることもできるという規定もございます。さらに、第6項のところ、滞納処分ができるという規定になっているということではございますが、公健法制度の趣旨から申し上げますと、そこまでして、更正決定決議をして督促をかけて実施するという事は、御理解をいただきながら、お支払いいただいているということをやっている事業なものですから、先ほど申し上げましたように、懲通という言葉を使っているのですけれども、そこは我々としてはお願いしながら納めていただくという手法を取らせていただいているということでございます。ただ、過去においてはそういう強制徴収を行ったこともございます。

○辻副主査 念のためでございます。各事業者が申告書すら出していただけない場合には、第55条第3項を使って推計課税のように、一方的に金額を決めることができるという理解でよろしいですか。

○磯辺部長 環境再生保全機構の磯辺でございます。そのとおりでございます。

○辻副主査 分かりました。ですと、一般の事業者からすると、ここまですばらしい成績を上げられなかったらどうしようと不安に思っているかもしれませんので、もしよろしかったら、今後の実施要項とかに、一応こういう関係条文があって、伝家の宝刀みたいなものがあるので、新規参入業者も安心してくださいみたいな、そういう立てつけで、手を挙げやすくすることをぜひ御検討をいただければと思いました。

○磯辺部長 環境再生保全機構の磯辺です。それに関しまして、先ほど資料2の6の競争性改善のための取組というのがございますが、その(4)で「国税徴収法の例により」の文言を追加するとともに、実施要項の別添に、徴収業務の概略図を追加し、さらに資料提出の命令、督促状、滞納処分など強制措置につながる流れを記載しまして、債権回収などの経験を有するプロフェッショナルでなくても業務遂行できるということは示させていただいているという状況でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○中川主査 ほかに、御意見等がございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
ました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項がございますか。

○事務局 委員からの質問事項等については、実施機関が全て回答したと認識しています
ので、特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告す
ることといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○磯辺部長 ありがとうございました。

(独立行政法人環境再生保全機構退室)

— 了 —